

第45号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定の整理をするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(避雷設備)</p> <p>第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第31条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、<u>当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分</u>について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に<u>スプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）</u>を令</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第31条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、<u>次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分</u>について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限</p>

改正後	改正前
<p>第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定の整理をするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合に、特定小規模施設用自動火災報知設備（※）を設置したときを追加する。（第31条の5関係）

※ 特定小規模施設用自動火災報知設備とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

(2) 避雷設備に関する事項

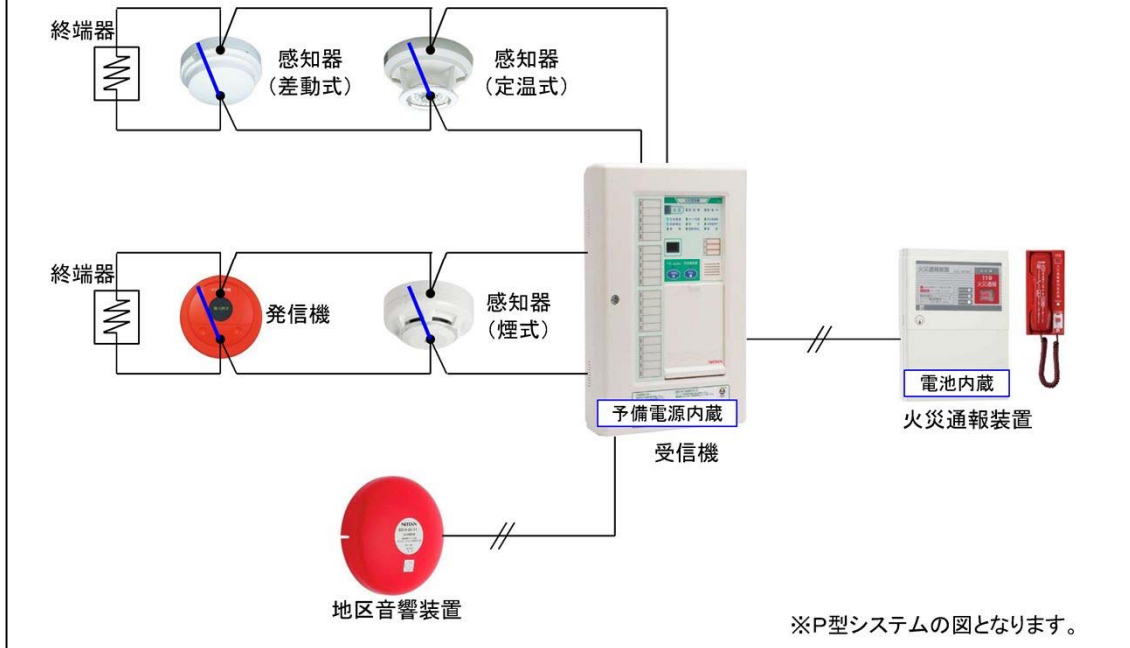
避雷設備の位置及び構造の適合基準である「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改める。（第18条関係）

(3) その他規定の整理

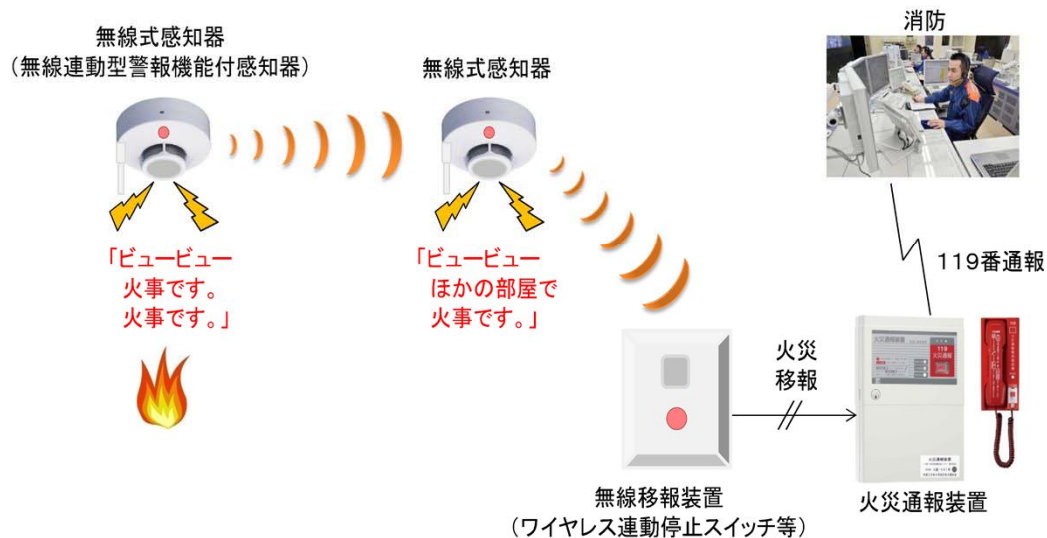
3 施行期日

公布の日

通常の自火報設備の構成(監視状態)



特定小規模施設用自火報(無線式の場合) 火災発生時の動き



火災時は無線式感知器が作動し、音声で警報すると共に他の感知器、無線移報装置に無線で連動します。